



那珂川町議会議員
松尾まさたか

第8回 松尾まさたか初夏町政報告会

とき：平成29年7月9日（日）

午前10時から

ところ：仲区公民館

那珂川町仲3丁目6-18（現人神社横）

大変お忙しい中、恐縮ですが、ご近所様お誘い合わせにてご来場ください。

【裏面】 過去最低の今回の町議会議員選挙を含めた選挙全般について質問しました！

日々の活動や議会での報告、一般質問の映像は、HPでご覧ください。

松尾まさたか

検索

博多南駅前には無料の駐車場は無い！

問 博多南駅前広場には、誰でも停めれる無料の駐車場は、何台あるのか？

答 無料の駐車場は無い。

誰が特定の議員に駐車許可したのか！

問 駐車スペースで無いバスの進入口に議員の車が迷惑駐車してたが把握してたのか？また、町や指定管理者が許可したのか？

答 通常は、ポールなどで駐車出来ない様にしている。議員の車の駐車許可は出していない。

問 今後、どの様な対策を講じ、迷惑駐車をさせない様にするのか？

答 イベント時の荷物の搬出入時には、一時的な駐車を許可する「駐車許可証」などの発行をするなど、早急に対応する。

平成29年6月9日

6月定例議会での一般質問

住民の皆さまは、お金を払い有料駐車場に車を停めている。一部の人だけが、無料で駐車出来るなど優遇されることが無いように徹底することを町と執行部に申し添える！モラルを守らなくて良いなどの議員特権は、存在しない！



平成29年3月26日の町議会議員選挙において、皆様のご支援ご支持を賜り、2期目の当選をさせていただきました。公職選挙法において、当選お礼の広報やご家庭へのお礼参りなどの訪問が禁止されており、お礼に回れぬことお許しください。

これからも皆さまから与えられた4年間の時間を大切に、期待に応えられるように努力して参ります。そして、何よりも「ブレずに！真っ直ぐ！常に目線は町民の皆さま！」を忘れずに行動してまいりますので、今後もお支援賜りたくお願い申し上げます。

ご意見、ご要望が御座いましたら、お気軽にご連絡ください。

那珂川町議会議員 松尾まさたか

名前入りの「のぼり旗」は、違反なのか!

問 全国的にもそうだが、名前入りの「のぼり旗」を街頭で掲げる行為は、公職選挙法違反なのか?

答 演説会の開催中に掲げる例外を除き、掲示することが出来ない。違反となりうる。

問 故意に法を破るのは問題だが、見解の違いで過失で破っているのならば適正に指導すべきである。駄目な例のイラストをつくり、住民の皆さまにも公職選挙法をご理解してもらうべきだと考えるが。

答 選挙違反の例などの掲載も検討したい。

開票作業時間短縮と気づきについて!

問 今回の開票は、やたらと時間がかかった様に感じる。埼玉県和光市では、開票時間の短縮に取り組む、本町よりも多いにも関わらず、1時間で開票作業が終わる。本町でも時間短縮の取り組みはしているのか。

答 さまざまな改善は行ってきた。

問 和光市では、開票時間短縮にて経費削減を目指したものではない。職員がどうすれば効率化できるか?など日々の業務への気づきが本当の目的である。本町も取り組むべきだと考えるが。

答 ご提案頂いた考え方を参考に、人材育成を進めていきたい。

平成29年6月9日

6月定例議会での一般質問

名前入りの「のぼり旗」は、違反だと知っていましたか?法律は守る為にあります。今回の町議会議員選挙を通して多くの気づきがありました。公職選挙法の周知不足、開票作業に時間がかかるなど。少しずつで構わないので変わって欲しいと思います。

知っていましたか?

これらの行為は、全て公職選挙法の文書図書の違反に抵触します。



街頭での演説や挨拶で掲示



後援会・選挙事務所などに掲示



自転車に掲示して走行

名前入りの「のぼり旗」を街頭で掲げる行為は、公職選挙法143条16項の規定の違反になると考えられます。また、選挙直前になると、129条の事前運動にも該当すると考えられます。選挙前から使っていたキャッチフレーズの「のぼり旗」なども同様に事前運動に該当すると考えられます。

募集中!

- ★少しか、あなたのお力をお貸しください!
- ★ご近所にチラシ等を配ってくださる方。
- ★未来の政策を一緒に考えてくださる方。
- ★集会などのお手伝いをして頂ける方。

あなたの対話が、この町を変えます!



ご自宅や職場にてご友人が集まる機会がありましたら少人数でもお伺い致します。ご都合の良い日時をご連絡ください。

いつでも!いつでも!いつでも!
「松尾まさたか」ミニ対話集会

那珂川町議会議員

松尾まさたか事務所

〒811-1253 那珂川町仲3-8-2

電話: 951-2500

FAX: 951-2501

携帯: 090(5928)4522

E-Mail: masaniari@sasuga.co.uk

ご意見・ご要望など、お気軽にご連絡ください。

また、お近くにお寄りの際は、お気軽にお立ち寄りください。



18号まで発行してきた「松尾まさたか町議だより」が「ChangeNakagawa」に統合します。